

1. 件名：関西電力(株)との輸入燃料体検査に関する面談

2. 日時：令和2年1月9日 13時00分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

嶋崎管理官補佐、森田主任原子力専門検査官

関西電力(株) 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃品質・安全グループ マネジャー 他5名

5. 要旨

○関西電力(株)から、昨年12月25日に開催された第50回原子力規制委員会の資料3の別紙3「新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に係る法令等の規定の運用について(実用発電用原子炉施設関係)」(以下「別紙3」という。)に関して、輸入燃料体検査に関する運用について確認したい旨申し出があったことから面談を行った。

○関西電力(株)から資料に基づき質問や要望を受け、原子力規制庁は以下のとおり回答した。

・質問1：

別紙3の「2. 輸入燃料体の検査」のとおり。(施行日前に輸入燃料体検査申請をした後、成形加工に着手した燃料体については、施行日後、設計及び工事の計画の認可を受ける前においても、その製造等を継続することを可能とする。)

・質問2及び質問4：

別紙3の「3. 工事計画認可を受けずに行われている工事の取扱い」のとおり。(工事計画認可前においても使用前事業者検査を行うことができることとし、その際、確認の基準の「認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであること」については、事業者が認可申請中の設計及び工事の計画に従って実施すれば足りることとする。)

・質問3：

施行日以降は輸入燃料体検査の制度が廃止されるので、新検査制度に従って手続きをしていただく必要がある。

・効率的な審査のお願いについて：

要望として承った。

○関西電力(株)からは、本日確認した内容を踏まえ、今後の輸入燃料体検査の
手続きについて検討する旨の説明があった。

6. その他

資料

- ・輸入燃料体に係る運用の明確化について(輸入燃料体検査申請する工事の扱い)
- ・第50回原子力規制委員会資料3

<https://www.nsr.go.jp/data/000295985.pdf>